

「手話の捉え方」について

一般財団法人全日本ろうあ連盟

文部科学省が令和2年3月に発行した『聴覚障害教育の手引～言語に関する指導の充実を目指して～』（以下「手引」）に記載されている内容について、当連盟の意見を述べます。

1. はじめに

手引の第一章第4節「聴覚障害児とのコミュニケーションにおける多様な方法の機能と特徴」では、きこえない幼児・児童・生徒のコミュニケーション方法は多様であり、教師は「様々な方法の特徴を理解した上で、児童生徒の実態やコミュニケーション場面、そこで求められる課題や内容に応じて、適切なコミュニケーション方法を選択し、使用することが重要」と述べています。

そして、音声、文字、指文字、手話と分類し、手話については(1)手話の捉え方(2)日本語対応手話(3)日本手話の3項に分けて説明しています。

しかし、手話についての説明が不十分であり、また日本語対応手話や日本手話についての定義に誤りが見られるため、かえって読み手に混乱や誤解を与えるのではないかと、当連盟は懸念を抱いています。

まず、当連盟の手話についての考え方を、そして、手引における日本語対応手話や日本手話についての定義の誤りや懸念等について、以下に意見を述べます。

2. 当連盟の「手話言語（手話）」についての考え方

言語は大きく分けて「手話言語」と「音声言語」の2種類があると考えます。

手話言語は、手の形、位置、動きをもとに、表情等も活用する独自の文法体系をもつ、視覚を用いた言語であり、音声言語と対等な言語です。障害者権利条約の定義に手話が「言語」として位置づけられ、日本においても改正障害者基本法に「言語（手話を含む）」と明記されたことで、手話が言語として法的に認知されました。つまり、手話言語は音声言語である日本語と対等な一つの言語です。

しかし、昨今では、日本手話と日本語対応手話という用語を使用して、「日本は手話が二つある」と提唱する動きがみられるようになりました。

きこえない・きこえにくい人が使う手話言語は、失聴した年齢や生まれ育った環境、手話を獲得・習得した年齢など、実に様々な背景があります。子どもの頃からろう学校等に通い、手話言語を獲得できる環境にいた人もいれば、成人してから手話言語を習得した人もいます。

このような様々な背景により、まだまだ手話言語を流ちょうに使えずに、日本語

に手話単語をあてたような手話表現になってしまう人もいます。しかし、それを「日本語対応手話」とするのは、外国の方が片言で日本語を話すのを、「●●対応日本語」というようなものです。

国の手話言語への言語学的な研究や手話言語教育が確立していない状態の中、手引では「日本語対応手話」と「日本手話」と区別し説明していますが、それは手話言語に対する混乱や誤解を与えることにつながりかねません。

3. 「日本語対応手話」と「日本手話」を区別することの混乱と懸念

第一章第4節「聴覚障害児とのコミュニケーションにおける多様な方法の機能と特徴」の(1)手話の捉え方では、「まず、理念的には、独自の文法と語彙を有した手話と日本語の語順に合わせた手話は明らかに異なり、区別することができる。」と説明し、「本書では便宜上、独自の文法と語彙を有した手話を「日本手話」、日本語の語順に配列して表現する手話を「日本語対応手話」と定義し、」としています。

ここで注意しなければならないのは、「手話の捉え方」という項でありながら、手話そのものへの直接的な記述がない、つまり手話とは何かの説明がされていないことです。このことが手話への理解を困難にした大きな要因になっています。

かつて、手話は手まねと呼ばれ、物事やその様子を手で表現する劣った言葉であると言われてきました。同時に、手話は視覚機能を利用して手や指などを使って日本語を話すという認識を持たれました。その後、多くの学者によって、手話言語が「音声言語である日本語」とは異なる文法体系をもつ言語として広く認識され、そして、日本で使われる手話に日本という言葉をつけた「日本手話」という用語が広まりました。

つまり、日本では、日本語を手で表現する手段（機能）としての意味を持った「手話」という言葉と、日本語とは異なる言語としての意味を持った「手話」という言葉が混在しているのです。

「手引」で手話を「日本語対応手話」や「日本手話」と区別し、それぞれを定義づけているため、読み手に手話言語に対する誤解を生むことになりやすいのです。漢字、平仮名、カタカナ、指文字、点字は日本語の文字ですから、ある意味、日本語対応文字という言い方が成り立つかもしれません。しかし、私たちは一般に日本語対応文字という言い方はしません。

次に、当連盟の「手話の捉え方について」の考えを述べます。

4. 当連盟の「手話の捉え方について」の考え

音声言語である日本語は、音声だけではなく、平仮名やカタカナ、漢字などと書き言葉で表現することがあります。反面、世界には文字のない音声言語もたくさんあります。アイヌ語がそうです。逆に文字があっても音声がない言語はありません。日本で使われる指文字は、指を使って日本語を表現する文字です。同じように日本で使われる点字はみえない人やみえにくい人が利用する日本語の文字です。

また、日本では場面によっては、ローマ字で日本語を読むときや書くときがあります。ローマ字も日本語表記の1つなのです。前述したようにみえない人が日本語の文章を読むときや書くときに使う点字も日本語表記の1つです。

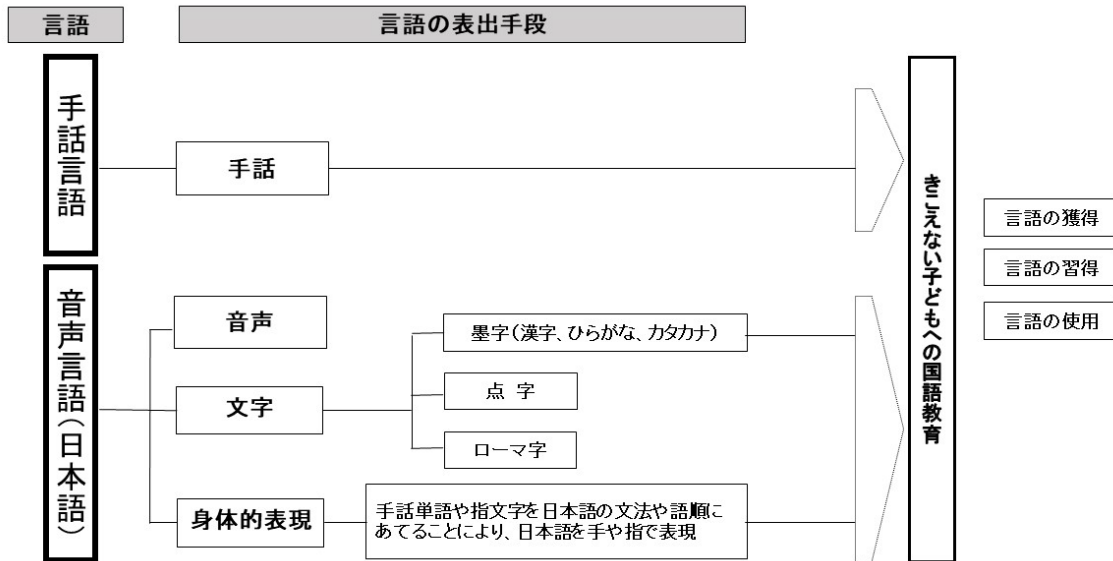
しかし、「日本には音声や文字を使った日本語やローマ字を使った日本語、点字を使った日本語がある」とは言いません。万が一、日本語、ローマ字日本語、点字日本語という言葉を使うと、日本語への認識が混乱し、誤った説明になりやすくなります。「日本語を表現する手段は、音声、文字、ローマ字、点字等がある」という説明が適切なのです。

きこえない人やきこえにくい人も、日本語の語順や文法に手話言語で用いる単語をあてて表現することがあります。しかし、それは言語としての手話、つまり「手話言語」ではなく、「手話言語の単語を使った一種の日本語（音声言語）」と言えます。

同じく、「手引」における日本語対应手話も、その定義は日本語の表現手段となっています。しかし、「日本語対应手話」と「日本手話」と、いずれにも語尾に「手話」がつくため、日本には手話が二つあるという誤解が生まれる恐れがあるのです。

日本語とは異なる言語としての手話は「手話言語」、手話言語の単語を日本語の語順や文法にあてることにより、日本語を手や指で表現する手段を「手話（日本語の手話）」と、用語を使い分けることが良いと考えます。このような使い分けにより、手話はローマ字や点字と同じように、日本語の一種の表現手段、そして、手話言語は日本語や英語と同じように言語の一種と明確に区別できます。

「手話言語」と「音声言語(日本語)」のちがい



なお、国外では、手話を身体的表現 (signs) と言語 (language) を組み合わせて、「手話言語 (sign language)」と表記しています。韓国ではかつて、日本と同じように「手話」と表記していましたが、韓国手話言語法の制定により、「手話言語 (略称「手語」)」と用語を変更しています。ちなみに、この「手語」は韓国のほかに中国、台湾でも使われています。

このようにして明確に区分することなしに、日本語に手話言語の単語をあてて伝える手段を日本語対应手話、言語としての手話を日本手話と区別して、日本語の表現手段である「日本語の手話 (音声言語)」と、言語である「手話言語」を同列に並べることは適切でなく、教員の手話に対する誤った認識の助長や混乱の元となり、ろう教育における手話言語の活用の促進を妨げることになる恐れがあります。

5. 説明は「日本語 (音声言語)」と「手話言語」の観点で

私たちは、第4節「聴覚障害児とのコミュニケーションにおける多様な方法の機能と特徴」における「手話」についての説明は、「日本語対应手話」と「日本手話」という言葉を用いて説明するのではなく、「日本語 (音声言語)」と「手話言語」の観点での説明が必要と考えます。

例えば、「手引」では以下のような章立てがされています。

第4節 聴覚障害児とのコミュニケーションにおける多様な方法の機能と特徴

- 1 コミュニケーションにおける多様な方法を活用する際の基本的な考え方
- 2 音声
- 3 文字
- 4 指文字
- 5 手話

そして、5項で日本語対応手話と日本手話を以下のように区分しています。

5 手話

- (1) 手話の捉え方
- (2) 日本語対応手話
- (3) 日本手話

これを、日本語と手話言語の観点で見れば、以下のように変更することが望ましいと考えます。

第4節 聴覚障害児とのコミュニケーションにおける多様な方法の機能と特徴

- 1 コミュニケーションにおける多様な方法を活用する際の基本的な考え方
- 2 音声
- 3 文字
- 4 身体的表現
- 5 手話言語

そして、4項を以下のようにし、

4. 身体的表現

- (1) 手話単語や指文字で、日本語の音韻や語彙、文法などを正確に目に見える形でろう児や難聴児に指導するとき

きこえない子どもに日本語を指導するにあたり、日本語の音韻や語彙、文法などを伝えるためには、日本語を手や指で表現する手段「日本語の手話」や指文字の活用が考えられることを説明してはどうでしょうか。

そして、5項を以下のようにし、

5 手話言語

- (1) 手話言語の捉え方と手話言語の獲得の必要性
- (2) 手話言語によって日本語の意味や表現の仕方をろう児や難聴児に指導するとき
- (3) 手話言語をろう児や難聴児に指導する方法

ここで、きこえない子どもの手話言語や音声言語を含む言語力の向上のためには、手話言語が必要であることや、日本語指導においても手話言語の活用が

考えられることを説明するのが望ましいと考えます。

そして、豊かなコミュニケーションの力を引き出すためには、「日本語（音声言語）」と「手話言語」のそれぞれの観点から見た日本語指導について記述することが必要であると考えます。

5. 最後に

手引の副題に「言語に関する指導の充実を目指して」とありますが、ここで言う言語とは、狭義の意味で音声言語である日本語を指しており、きこえない幼児・児童・生徒への指導において、音声言語である日本語の獲得を第一としたものとなっています。

言語は、その人のコミュニケーションや感性・情緒の基盤であり、他者に意思や感情、思想を表現、伝達するにあたって大切なものです。

だからこそ、私たちはきこえない幼児・児童・生徒の言語力の育成が重要なものであり、それぞれに応じて日本語と手話言語の両方の言語力を高めていくことが大切だと考えています。

そのためには、手話言語に関する指導の拡充も必要であり、手話言語や音声言語を含む言語力の向上をめざして、さらに豊かなコミュニケーションの力を引き出すことが必要と考えます。

大切なことは、きこえない幼児・児童・生徒が、自分の思考やきこえないことの特性に応じて、自分の言語として手話言語を使うことを選択できることです。

また、手引では、教員がすでに手話言語を習得している、あるいはすぐに習得できることを前提とした記述がされていますが、手話言語は音声言語と同様に習得に時間がかかるものであり、教員が手話言語を習得できるよう、十分な機会と時間が保障されることを望みます。

(参考文献)

- ・「手話言語白書」 全日本ろうあ連盟編集 2019年 明石書店
ISBN978-4-7503-4854-4
- ・「手話を学ぶ人のために」 本名信行、加藤三保子 2017年 全日本ろうあ連盟
ISBN978-4-904639-16-0
- ・「手話言語法の制定へ！手話言語でGo³」 パンフレット 2020年 全日本ろうあ連盟
<https://www.jfd.or.jp/2020/01/24/pid20190>
- ・「聴覚障害児の学習と指導」 四日市章、鄭仁豪。澤 隆史、ハリー・クノールス、マーク・マーシャーク（編集） 2018年 明石書店
ISBN978-4-7503-4730-1
- ・「オックスフォード・ハンドブック デフ・スタディーズ ろう者の研究・言語・教育」
マーク・マーシャーク（編集） 2015年 明石書店 ISBN978-4-7503-4139-2
- ・「手話言語の記述的研究」 米川明彦 1984年 明治書院